

## 別表 1 (ワンストップ窓口) 【既存】

市町村が実施する創業支援等事業 (生駒市)

創業支援等事業の目標
<p>生駒市の事業所は、平成28年は2,817事業所が、令和3年は2,963事業所となっている。</p> <p>生駒市総合計画では、「中小企業の安定的な経済活動及び多様な働き方を進めるため起業支援を行う」と位置付けており、「変革」と「挑戦」に取り組む市内事業者の発掘と育成をする「エコノミック・ガーデニングいこま (以下「EGいこま」という。)」を推進している。推進するための方策として、新規創業、第二創業を目指す方を対象に創業セミナーを実施する。また、中小企業融資制度を設け、既事業者のみならず、創業者にも、設備資金又は運転資金の融資のあっせん等の支援を行う。</p> <p>奈良県全体でみると、最新の地域経済循環率は73.6%となっているが、本市の地域経済循環率は55.8%と低くなっているため、今後も市内消費の拡大を目的に、創業支援に取り組んでいく。</p> <p>(目標の根拠)</p> <p>生駒市では、各関係機関が創業希望者に個別に支援を行ってきたが、創業支援等事業計画により、本市が中心となり各機関と連携しながら創業支援を実施する。</p> <p>また、商工観光課にワンストップ窓口を設置し、創業希望者を支援する。</p> <p>創業セミナーの参加者は年間約30人程度である。本計画に基づき、市が中心となり創業支援等事業者である生駒商工会議所と連携を図りながら、相創業者数を増やすことを目標とする。</p> <p>創業者数の目標は、令和3年度のいこま経営塾における創業・第2創業率が28パーセントだったことから、30パーセントを目標とする。</p> <p>(目標数)</p> <p>創業支援対象者数 30人 創業者数 9人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容</p> <p>&lt;ワンストップ窓口&gt; 【既存】</p> <p>市商工観光課内にワンストップ窓口を設置し、課の職員が創業希望者に対する総合窓口として、国・県・市及び創業支援機関等が行う創業支援等事業の紹介・説明を行うとともに、必要に応じ認定連携創業支援等事業者である生駒商工会議所へ取り次ぎを行い、特定創業支援等事業への参加を促していく。</p> <p>また、地域金融機関 (南都銀行、京都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、りそな銀行、京都中央信用金庫、奈良中央信用金庫)、日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会、奈良県産業振興総合センターや (公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点) と連携を図り、創業希望者の掘り起こしを行う。</p> <p>市ホームページに創業支援のサイトを設け、国・県・市・創業支援機関等の施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、創業に向けての基礎的な知識を提供する。</p> <p>&lt;創業に必要な要素と各連携機関が担う役割&gt;</p> <p>1. ターゲット市場のを見つけ方</p> <p>生駒商工会議所や地元金融機関、(公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点) 等と、市場ニーズの現状把握と情報提供を行う。</p> <p>2. ビジネスモデルの構築の仕方</p> <p>生駒商工会議所の経営指導員及び (公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点) のコーディネーターが創業希望者の計画について個別にアドバイスを行うほか、創業希望者向けのセミナー (経営・財務・人材育成・販路開拓等) を (公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点) にて行い、元気・やる気のある起業家の新たな創業を支援す</p>

る。

地域金融機関や日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会においては、資金調達の支援や採算性などのアドバイスを個別相談にて行う。

奈良県産業振興総合センターにおいては、インキュベーション事業やビジネスプランコンテスト、創業サロンなどの事業を行い、（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）においては、専門家によるビジネスモデルについてのアドバイスをを行いブラッシュアップする。

### 3. 売れる商品・サービスの作り方

市商工観光課が、創業希望者向けのセミナー（経営・財務・人材育成・販路開拓等）を行う。

奈良県産業振興総合センターにおいては、国内外の見本市や展示会への出展支援を行う。

産学公民金（生駒商工会議所、奈良先端科学技術大学院大学、地域金融機関、専門家、生駒市）連携事業として、創業者への技術指導や商品開発の助言等を行う。

### 4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法

市商工観光課が、創業希望者向けのセミナー（経営・財務・人材育成・販路開拓等）を行い、販売先、ターゲット、販売方法、価格へのアドバイスを行う。

産学公民金（生駒商工会議所、奈良先端科学技術大学院大学、地域金融機関、専門家、生駒市）連携事業として、創業者への技術指導や商品開発の助言等を行う。

### 5. 資金調達

地域金融機関（南都銀行、京都銀行、大和信用金庫、奈良信用金庫、りそな銀行、京都中央信用金庫、奈良中央信用金庫）及び日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会が、資金調達のアドバイスや支援を行う。

生駒商工会議所が、資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

市商工観光課が市制度融資により、利子補給及び債務保証料の補給を行うとともに、各種補助金制度や県などの融資制度を紹介する。

（公財）奈良県地域産業振興センターでは、創業など奈良県内の小規模事業者のための設備投資を資金面（割賦販売・リース）で支援する。

### 6. 事業計画書の作成

生駒商工会議所及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）、専門家が事業計画書の策定について、専門的知見からアドバイスを行う。

さらに、市商工観光課が、奈良県産業振興総合センター及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が行う創業に関するサロン等を紹介する。

### 7. 許認可、手続き

市商工観光課において相談を受けた案件について、創業手続き、許認可についてのアドバイスを受けるため、関係機関へ案内する。奈良県産業振興総合センターでは、「奈良県経営まるごと支援ネットワーク」の機能を活用し、必要に応じて奈良県司法書士会、奈良県行政書士会等を紹介する。

### 8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

市商工観光課や生駒商工会議所が、創業後の事業展開や新分野への進出可能性等について継続的にアドバイスを行う。

### <創業支援機関との連携>

各連携支援機関が支援を行った創業希望者の情報に対しては、創業希望者の同意を得た上で、守秘義務に十分注意しながら、市が情報集約・一元化を図り、創業支援者名簿を作成す

る。

創業支援者名簿には、製品、販路、販売手法、資金調達、人材等、創業希望者がどのような支援を望んでいるか、どういったノウハウが不足しているかがわかるようにし、適切な機関へ誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

#### <特定創業支援等事業について>

市が連携している生駒商工会議所及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）において特定創業支援等事業を実施する。

市が、創業セミナーとして、1回2時間程度の研修を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る知識を習得できる内容とするとともに、必要に応じて伴走型の支援を行う。また（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）では、創業初心者セミナー「夢をかなえる土曜塾」（1回に事業コンセプトの決定、マーケティングの基礎、財務・会計の基礎、組織・人材・支援制度の4講座を実施）を開催し、主に創業初心者向けに難しい内容をわかりやすく解説し、受講者の創業意欲と知識を高める。（別表2-1）

また、生駒商工会議所経営指導員及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が、創業希望者に対し、1回1時間程度の個別相談を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野についてアドバイスを行う。（別表2-2）

市及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）が開催する創業セミナーを1カ月以上4回にわたって4分野すべてを受講、生駒商工会議所及び（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）への個別相談を1カ月以上4回にわたって4分野すべてにわたって実施、又は創業セミナーと個別相談を合わせて1カ月以上4回にわたって4分野すべてを受講・相談実施したことを確認できる者が特定創業支援等事業を受けた者として、市が証明書を発行する。

#### <各事業の共通事項について>

本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を市が把握することとし、創業希望者・創業者に対する聞き取りにより、事業の拡充や体制の改善を図っていくこととする。

特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業（希望）者に対しては、その後の創業の有無や実績報告等を電話、メール等により確認する。

創業後についても、奈良県産業振興総合センター、（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）及び地域金融機関と連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていく。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業（希望）者に対しては、創業支援サービスを行わない。各連携機関にもこの方針を徹底する。

#### （2）創業支援等事業の実施方法

生駒市商工観光課に、担当者を配置し、関係機関と連携したワンストップ窓口を設置する。

また、関係機関と連携のうえ、本市の創業支援等事業のチラシを作成し、市及び関係機関の窓口にそれぞれ配架し、幅広く創業希望者の目に届くようにする。加えて、市の広報紙及びホームページにおいても、相談窓口設置を広くPRしていくこととする。

市ホームページに創業支援サイトを開設し、創業に関する様々な情報を提供するとともに、創業支援機関とのリンクにより、創業（希望）者の利便を図る。

事業の周知に係る必要な予算は市が手当てすることとする。

各連携支援機関が支援を行った創業（希望）者情報等に関しては、創業希望者の同意を得た上で、個人情報保護に配慮しつつ、市が一元管理を行い、「創業支援者名簿」を作成し、関係機関との共有を図る。必要に応じ、生駒商工会議所、日本政策金融公庫、奈良信用保証協会、奈良県産業振興総合センター、（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）、生駒市等で連携会議を行う。

#### 計画期間

平成27年10月1日～令和8年3月31日

変更箇所については令和5年4月1日～令和8年3月31日

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何件の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
3. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって用いる民間の知識・手法又は連携する民間の創業支援等事業について記載する。
5. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

**別表 2-1 (創業セミナー) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第30項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称            ①株式会社S A S I            ②(公財) 奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)</p> <p>(2) 住所            ①〒665-0061 兵庫県宝塚市仁川北3-6-3-102            ②〒630-8031 奈良県奈良市柏木町129-1</p> <p>(3) 代表者の氏名            ①代表取締役 近藤 清人            ②理事長 荒井 正吾</p> <p>(4) 連絡先            ①【電話】 0798-55-7579 担当: 科田                【fax】 なし            ②【電話】 0742-81-3840 担当: 橋高、打上                【fax】 0742-36-4010</p>
創業支援等事業の目標
<p>創業、第2創業をめざす人々を対象に、生駒市が実施する創業セミナー及び奈良県よろず支援拠点の「夢をかなえる土曜塾」を開催し、双方のセミナーで年間50人を創業支援対象者とする。令和3年度のいこま経営塾における創業率は28パーセントだったことから、30パーセントを目標とする。</p> <p>(目標数)            創業支援対象者数 50人 創業者数 15人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容  <b>【創業セミナー】 【特定創業支援等事業】</b>            市商工観光課は新規創業、第二創業を検討している方を対象に、「創業セミナー」を実施する。創業セミナーでは、創業に必要とされる基礎的な知識(経営、販路開拓、財務、人材育成)の習得からビジネスプラン作成を実施。さらに、専門家、地域金融機関と連携し、創業に向けての伴走支援を実施する。            また、(公財) 奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)が、創業初心者セミナー「夢をかなえる土曜塾」(1回に事業コンセプトの決定、マーケティングの基礎、財務・会計の基礎、組織・人材・支援制度の4講座を実施)を開催し、主に創業初心者の方々に向けて、難しい内容を分かりやすく解説し、受講者の創業意欲と知識を高める。また、同日に個別相談会を開催し、受講者のうち希望する者に対して、様々な疑問や課題の相談に対応する。            &lt;特定創業支援等事業について&gt;            ① 株式会社S A S I            1か月以上4回にわたって実施する創業セミナー全てに出席をし、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る4つの知識を修得した者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。            創業セミナー終了後も、市商工観光課職員や生駒商工会議所の経営指導員がフォローすることとし、生駒市、地域金融機関、日本政策金融公庫奈良支店、奈良県信用保証協会、奈良県産業振興総合センターや(公財) 奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)と連携しながら、創業後も含めて支援する。            また、経営指導員が、創業希望者に対し、1回1時間程度の個別相談を実施し、経営、財務、人材育成、販路開拓のアドバイスを行う。            創業セミナー(案)            ・会計の知識(財務)            ・ビジネスプランの作成(経営)            ・労務・人材育成(人材育成)</p>

・マーケティング〈販路開拓〉

② (公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点)

1 か月以上 4 回にわたって実施する「夢をかなえる土曜塾」の経営、販路開拓、財務、人材育成、全ての講義を受講した者を、「特定創業支援等事業」を受けた者とする。

一部の講義を受講できなかった者に対しては、(公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点) が個別に補講又は個別相談事業を受けることにより補完できる。奈良県よろず支援拠点の補講等が受けられない場合は、生駒商工会議所の個別相談指導 (別表 2-2) において、受講できなかった分野の個別相談指導を受けることにより、補完できる。

「夢をかなえる土曜塾」

- ・事業コンセプトの決定【奈良県よろず支援拠点】〈経営〉
- ・マーケティングの基礎【奈良県よろず支援拠点】〈販路開拓〉
- ・財務・会計の基礎【奈良県よろず支援拠点】〈財務〉
- ・組織、人材、支援制度【奈良県よろず支援拠点】〈人材育成〉

(2) 創業支援等事業の実施方法

【創業セミナー】

生駒市が開催する「創業セミナー」の会場は基本的に市内とし、実施に際しての事前PR等については市及び生駒商工会議所が連携し市広報紙、HP等で施策のPRを行う。

また、具体的カリキュラムの策定、専門家等の確保は株式会社SASIが行う。

市は、市広報紙、HP等で創業セミナーの開催に係る周知を図るとともに、公共施設へ開催案内チラシを設置する。

(公財) 奈良県地域産業振興センター (奈良県よろず支援拠点) の開催する「夢をかなえる土曜塾」については、奈良県よろず支援拠点サテライトオフィスにて開催。又は必要に応じて県内での広域的な開催及びオンラインでの開催も含めて実施する。

会場準備、教材の準備等の事務手続は奈良県よろず支援拠点が先行し、生駒市は、実施に際しての事前PR等を市広報紙、HPで行うとともに、公共施設へ開催案内チラシを設置する。

特定創業支援等事業の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日時等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに生駒市に提出する。

修了生について、国・県・市の制度融資の周知及び利用斡旋を積極的に行う。

※各事業の名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。

計画期間

平成27年10月1日～令和8年3月31日

変更箇所については令和5年4月1日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第11回認定日以降の申請が対象になる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等

事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。

5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

**別表 2-2 (個別相談指導) 【既存・特定創業支援等事業】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業（法第2条第30項第1号に該当する事業に限る。）

実施する者の概要
<p>(1) 氏名又は名称            ①生駒商工会議所            ②(公財) 奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)</p> <p>(2) 住所            ①〒630-0257 奈良県生駒市元町1-6-12            ②〒630-8031 奈良県奈良市柏木町129-1</p> <p>(3) 代表者の氏名            ①会頭 鐵東 貴和            ②理事長 荒井 正吾</p> <p>(4) 連絡先            ①【電話】 0743-74-3515 担当:小林                【fax】 0743-74-9185            ②【電話】 0742-81-3840 担当:橘高、打上                【fax】 0742-36-4010</p>
創業支援等事業の目標
<p>令和3年度の生駒商工会議所の創業支援相談件数は20件であり、加えて奈良県よろず支援拠点とも連携することで、年間30人の相談件数を目標とする。令和3年度のいこま経営塾における創業・第2創業率が28パーセントだったことから、30パーセントを目標とする。</p> <p>(目標数)            創業支援対象者数 30人 創業者数 9人</p>
創業支援等事業の内容及び実施方法
<p>(1) 創業支援等事業の内容            生駒商工会議所の経営指導員【特定創業支援等事業】及び(公財) 奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)【特定創業支援等事業】のコーディネーターによる個別相談指導            創業希望者から相談があった場合、相談者に応じて経営、財務、人材育成、販路開拓等について、1回1時間程度の個別相談指導を実施する。            &lt;特定創業支援等事業について&gt;            生駒商工会議所と(公財) 奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)の個別相談指導を合わせて、1カ月以上にわたり4回以上指導を受けた相談者のうち経営、財務、人材育成、販路開拓の4分野の知識が身についたと認められる者を「特定創業支援等事業」を受けたものとする。            また、別表2-1で行う創業セミナーの一部を受講できなかった者は、経営、財務、人材育成、販路開拓の受講できなかった分野について、個別相談指導を受けることにより「特定創業支援等事業」の資格を満たした者とする事ができる。</p> <p>(2) 創業支援等事業の実施方法            市はHP等で生駒市商工観光課内に創業支援に伴うワンストップ窓口の設置と、生駒商工会議所及び(公財) 奈良県地域産業振興センター(奈良県よろず支援拠点)の個別相談窓口をPRする。            「特定創業支援等事業」の資格を満たした者については、氏名、住所、連絡先、指導内容、指導日時等を記載した名簿を作成し、個人情報の取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに生駒市に提出する。            特定創業支援等事業の資格を満たした者については、国・県・市の制度融資の周知及び利用斡旋を積極的に行う。            名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。</p>
計画期間

平成27年10月1日～令和8年3月31日

変更箇所については令和5年4月1日～令和8年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第11回認定日以降の申請が対象になる。

(注)

1. 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
2. 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
3. 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。
4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。

**別表 2-3 (産学官連携事業)【既存】**

市町村以外の者が実施する創業支援等事業 (法第 2 条第 30 項第 1 号に該当する事業に限る。)

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 生駒商工会議所 (2) 住所 〒630-0257 奈良県生駒市元町 1-6-12 (3) 代表者の氏名 会頭 鐵東 貴和 (4) 連絡先 【電話】 0743-74-3515 担当: 小林 【fax】 0743-74-9185
創業支援等事業の目標
創業、第 2 創業をめざす人たちを対象に、市、生駒商工会議所、地域金融機関、奈良先端科学技術大学院大学が連携し創業支援等事業を、企画・開催する。 内容は、年度ごとに協議して決定するものとし、事業の実施にあたっての事務は、生駒商工会議所が行う。 令和元年度に実施した創業希望者交流会に 30 人が参加した。令和 2 年度～令和 4 年度については新型コロナウイルス感染症の影響により交流会等の創業支援等事業を実施できなかったため、令和 5 年度以降は交流会等を含む創業支援等事業を実施する。 令和 3 年度のいこま経営塾の創業率が 28 パーセントであったことから、30 パーセントを目標とする。 (目標数) 創業支援対象者数 30 人 創業者数 9 人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 【産学公民金連携事業】 創業、第 2 創業をめざす人たちを対象に、市、生駒商工会議所、地域金融機関、奈良先端科学技術大学院大学が連携し、創業支援等事業を開催する。創業希望者と創業者の交流会など、創業者の知識の習得だけでなく、創業機会の拡大に繋がるものとする。 (2) 創業支援等事業の実施方法 産学官連携事業の会場は市内とし、実施に際しての事前 PR 等については市、生駒商工会議所、地域金融機関、奈良先端科学技術大学院大学が連携し広報紙、HP、チラシで行う。 また、具体的カリキュラムの策定、専門家等の確保は、生駒商工会議所が行う。 市は、市広報紙、HP 等で事業の開催に係る周知を図るとともに、公共施設へ開催案内チラシを設置する。 事業の実施にあたっての事務については、生駒商工会議所が行う。  ※各事業の名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成 27 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 変更箇所については令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(注)

- 複数の創業支援等事業について計画を作成する場合は、それぞれ別葉として記載する。
- 「実施する者の概要」には、実施する者が個人である場合は氏名、住所及び連絡先を、法人である場合は名称、住所、代表者の氏名及び連絡先を記載する。「連絡先」には、電話番号、FAX 番号及び法人である場合には担当者名を記載する。
- 「創業支援等事業の目標」には、創業支援等事業により、計画期間内に何人の支援を実施し、どの程度の創業を実現させようとするのかを具体的に記載する。

4. 「創業支援等事業の内容」には、創業支援等事業の内容を具体的に記載する。特定創業支援等事業に該当する場合は、その旨を記載するとともに、該当する内容を具体的に記載する。
5. 「創業支援等事業の実施方法」には、創業支援等事業の実施に当たって市町村及びその他の創業支援等事業を実施する者と連携を行う方法について記載する。
6. 「計画期間」には、計画の実施の始期及び終期を記載する。